

## 関 係 者 各 位

国土交通省が施行する一般国道五十六号改築工事（津島道路）並びにこれに伴う市道、普通河川及び農用道路付替工事について、令和七年八月十九日付け国土交通省告示第八百十七号をもって、土地収用法の規定に基づく事業の認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆さんに、次の事項をお知らせいたします。

記

- 一 事業の認定の告示があつた起業地  
イ 収用の部分  
愛媛県南宇和郡愛南町柏地内  
愛媛県宇和島市津島町上畑地及び下畑地内

- ロ 使用の部分  
愛媛県南宇和郡愛南町柏地内  
愛媛県宇和島市津島町上畑地及び下畑地内

（注）起業地を表示する図面は愛南町役場建設課及び宇和島市役所建設部建設課でご覧いただけます。

- 二 土地価格の固定について  
起業地については、事業の認定の告示のあつた日をもって土地価格が固定されることとなります。
- 三 補償を受けられる者の範囲について  
土地所有者以外の者で事業の認定の告示のあつた日以後に新たに権利を取得した者は、既存の権利を承継した場合を除き、補償を受けることはできません。  
また、裁決申請後に裁決手続開始決定登記がされた権利を承継した者は、特別な場合を除き、損失の補償を受けることはできません。
- 四 土地の保全について  
事業の認定の告示があつた日以後においては、何人も、愛媛県知事の許可を受けなければ、起業地について明らかに事業に支障を及ぼすような形質の変更をしてはなりません。

- 五 補償の制限について  
土地所有者又は関係人は、起業地について事業の認定の告示があつた日以後において、土地の形質を変更したり、工作物を新築等したり、又は物件を付加増置したりしたときは、あらかじめ愛媛県知事の承認を得た場合を除き、これに関する損失の補償を請求することはできません。

- 六 裁決の申請の請求について  
土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人（先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者である関係人を除く。）は、自分が権利をもっている土地について、国土交通省四国地方整備局長に対し、裁決の申請をするよう請求することができます。

- 七 補償金の支払請求について  
土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人（先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者である関係人を除く。）は、国土交通省四国地方整備局長に対し、土地及び土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

- 八 明渡裁決の申立てについて  
土地所有者及び関係人からも、直接、愛媛県収用委員会あてに明渡裁決の申立てをすることができます。

- 九 パンフレットの配布について  
補償等に関する詳しい内容を記載したパンフレット「補償等についてのお知らせ」を国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所用地課、愛南町役場建設課及び宇和島市役所建設部建設課において配布いたします。

- 十 その他不明な点については、愛媛県大洲市中村二一〇番所在の国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所用地課にご照会ください。

電話（〇八九三）二一四一五一八七

国土交通省